

参加料の記載のないものは無料です。/市外局番(0154)を省略しています。/市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

●スプレー缶類

(スプレー缶、カセット式ガスボンベ、キャンプ用携帯ボンベ)の出し方

市では、火災や事故の防止のため、中身を完全に使い切って、穴をあけずに出していただくこととしています。出し方=中身を完全に使い切り(缶を振って、空であることを確認)、穴をあけずに「透明または中身の見える半透明の袋」に入れて有害ごみの収集日に、決まった時間までに出してください。

資源物ステーション(集積場所)には出さないでください!

●4月の不燃ごみの収集日

[釧路・音別地域]第1・3水曜日の地区は4月1日(水)、15日(水)、第2・4水曜日の地区は4月8日(水)、22日(水)、[阿寒地域]第2・4金曜日の地区は4月10日(金)、24日(金)、第2・4土曜日の地区は4月11日(土)、25日(土)



【共通】環境事業課廃棄物対策係(☎31-4551)、市民課環境係(☎66-2211)、市民課環境係(☎01547-6-2231)



春の全市一斉清掃

4月19日(日)※悪天候の場合は各町内会にお問い合わせください。釧路地域/道路や公園等、公共の場の清掃/集めたごみは、町内会に配布される「環境美化活動用ごみ袋」または「一斉清掃と表示した透明か半透明の袋」に入れ、可燃ごみの日に可燃ごみと同じ場所に出してください。土・日曜日には収集しません。家庭のごみや町内会のレクリエーション等で出るごみは、この袋に入れしないでください。まとまったごみや大きなごみなどを発見した場合は、回収せずに環境事業課(☎31-4551)へご連絡ください。ごみ処理施設へ自己搬入する場合は、処理手数料が掛かります/連合町内会事務局(☎31-4255)、環境事業課廃棄物対策係(☎31-4551)



合併処理浄化槽設置費・維持管理費補助金の申請受付

【①設置補助】公共下水道を整備する予定がない地域で、自らが住む住宅に合併処理浄化槽を設置する方を対象に、設置費用の一部を補助します(条件によっては対象外の場合がありますので詳細はお問い合わせください)。

【②維持管理補助】公共下水道を整備する予定がない地域に合併処理浄化槽を設置している方を対象に、維持管理費用の一部(浄化槽協会による法定検査費用)を補助します。

対象地域=[釧路地域]山花、桜田、三津浦等、[阿寒地域]布伏内、仁々志別、徹別等、[音別地域]直別、尺別、中音別等/対象浄化槽=10人槽以下の個人住宅の合併処理浄化槽(設置補助は環境配慮型に限る。居住面積が2分の1以上の併用住宅を含む)/補助金額・件数=①5人槽60万円、7~10人槽80万円(3件程度)※単独処理浄化槽の撤去を伴う場合は15万円、くみ取り便槽の撤去を伴う場合は12万円、単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換した場合は宅内配管工事費として33万円を上乗せ ②9,000円(毎年度1基につき1回限り)/③4月1日(水)から予約申込書(環境保全課、各行政センター市民課で配布または市ホームページからダウンロード)を環境保全課環境管理係(☎31-4535)へ ②対象となる方には申請書を送付します。

健康

釧路市先進不妊治療費等助成

市では、不妊治療における経済的負担を軽減するため、医療保険適用された治療と併用して実施された先進医療(厚生労働大臣が定める不妊治療の技術)に要する費用と交通費の一部を助成します。対象となる検査や治療等の詳細は、市ホームページ等をご確認ください。健康推進課(☎31-4524)

不育症治療費助成

北海道の実施する不育症治療費助成の決定を受けている方/1回の検査・治療につき限度額は5万円/対象となる検査・治療等の詳細は、市ホームページ等をご確認ください/健康推進課(☎31-4524)

福祉

2026(令和8)年度釧路市重度障がい者交通費助成申請

今年度分のタクシー運賃補助券または自動車燃料補助券(年間1万2,000円分)の申請を受け付けます。なお、対象要件に該当する方には申請書を4月7日(火)に発送する予定ですが、要件を満たす方で申請書が届かなかった方や、2025(令和7)年度中に市に転入し、要件に該当する方で障害者手帳の住所変更の手続きが済んでいない方はお申し出ください。

2026(令和8)年4月1日に市に住所を有している方/所得要件=2025(令和7)年度市民税非課税世帯・生活保護世帯の方※市民税課税世帯は対象外。未申告者がいる世帯は事前に申告が必要な場合あり/障がい要件=①身体障害者手帳の障がい程度が、肢体不自由1・2級(2級は車いす常用者のみ)、視覚障がい1・2級、内部障がい1・2級の方 ②療育手帳の障がい程度が、A判定の方 ※施設入所者や長期入院中の方は除く。

4月10日(金)~15日(水)に直接または郵送で防災庁舎3階障がい福祉課(〒085-8505黒金町7-5)へ※16日(木)以降も随時受付/障がい福祉課(☎23-5201)、保健福祉課(☎66-2120)、保健福祉課(☎01547-9-5151)

地域包括支援センター実態調査事業(訪問調査)にご協力ください

市が委託している訪問調査員が訪問し、日常生活の困りごと等についての簡単なアンケートを実施。心身の状況や生活機能等の低下のサインを確認し、必要な方には介護予防事業などを紹介します。電話調査も可。

4月上旬~2027(令和9)年3月末/2026(令和8)年4月1日時点で70歳以上の方のうち、今年度調査対象となる地区にお住まいの方(対象となる方には、はがきで事前訪問のお知らせをします)/介護高齢課高齢福祉係(☎31-4539)または、お近くの地域包括支援センター

子育て・教育

4月の子育て講座

●子育て教室 4月14日(火)~5月12日(火)午後1時30分~3時/2025(令和7)年10月1日~2026(令和8)年1月31日生まれ

の乳児とその家族/①母乳育児 ②離乳食 ③乳児の健康 ④心と体の育つかかわり(全4回開催。詳しくはお問い合わせください)/子育て支援総合センター(☎65-9912)

●知りたい、聞きたい

「母乳・ミルクの卒業について」 4月15日(水)午前10時30分~11時10分/0歳~就学前/先輩ママ(子育てハッピーサポーター)とのフリートーク会/子育て支援総合センター(☎65-9912)

●乳歯のお手入れ

4月23日(木)午前10時30分~11時30分/0歳~就園前/虫歯の予防法と正しい磨き方/西部子育て支援センター(☎65-6112)

●おはなし会

4月24日(金)午前10時30分~11時15分/0歳~就園前/大型絵本、パネルシアター等/親子つどいの広場昭和(☎55-2231)

●赤ちゃんとお遊ぼう

4月28日(火)午前10時30分~11時30分/1歳未満/こどもの日足形制作と親子遊び/中部子育て支援センター(☎38-5037)

ひとり親家庭等の

お父さん、お母さんへお知らせ

●弁護士による無料法律相談

4月15日(水)午後1時~3時30分/ひとり親家庭の親、一般の方(託児あり。要予約)/4人/離婚、親権、養育費、親子交流等諸問題

●パソコン開放デー

応相談/ひとり親家庭等の親、寡婦(要予約)/5人/パソコンの入力、検索等/子ども家庭サポートステーションあさひ(旭町16-5)/釧路母子家庭等就業・自立支援センター(☎22-2401)



児童扶養手当・特別児童扶養手当の制度について

●児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の健やかな成長を助けることを目的として、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障がい児の場合は20歳未満)を監護する父または母もしくは養育者に、児童扶養手当が支給されます。

●特別児童扶養手当

身体や精神に一定の障がいのある20歳未満の児童を養育している家庭の生活の安定と、児童の健やかな成長を助けることを目的として、児童を監護する父または母もしくは養育者に、特別児童扶養手当が支給されます。

※所得制限や資格要件がありますので、自分が対象かも?と思ったら、まずはご相談ください。

☎子ども支援課(☎31-4540)

各種相談・救急当番病院

- お酒の悩み相談(健康推進課☎31-4525) 4月8日(水)午後1時~3時/防災庁舎3階相談室3(スズラン)※まずは防災庁舎4階健康推進課にお越しください。
●心の健康相談※秘密厳守(釧路保健所☎65-5825) 面談相談=予約制/電話相談=月~金曜日午前9時~午後5時(祝日、夜間を除く)
●釧路市休日夜間急病センター(住吉2-12-37☎44-6776) 診療科目=内科、小児科/[夜間(毎日)]受付時間=午後6時30分~翌午前6時30分/診療時間=午後7時~翌午前7時、[土曜日]受付時間=午後1時30分~4時30分/診療時間=午後2時~5時、[日曜日、祝日]受付時間=午前8時30分~午後4時30分/診療時間=午前9時~午後5時
●救急医療情報案内センター(☎0120-20-8699、携帯電話 011-221-8699)
●休日緊急歯科診療※日曜日、祝日(城山2-2-15釧路歯科医師会館内☎42-8336) 時間=午前10時~午後0時30分、午後2時~4時
●小児救急電話相談【プッシュ】(☎#8000)/【その他】(☎011-232-1599) 時間=午後7時~翌午前8時